

(総合) 振興局	事業所番号

令和元年度 就業環境実態調査

【ご記入にあたってのお願い】

この調査票に記入していただく事項は、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのまま記入してください。

- 1 調査対象：事業所を単位とした調査ですので、貴事業所の状況について記入してください。
- 2 調査時点：**令和元年7月1日現在**で記入してください。
- 3 回答方法：設問に従って、太枠の中に記入、又は該当する番号を○で囲んでください。また、調査項目の中で、「その他」を選んだ場合には、その具体的な内容を（ ）内に記入してください。
- 4 回答の数値：小数点以下は四捨五入して、整数で記入してください（例：7.5→8）。
- 5 調査票の返送：**令和元年12月17日【火】**までに同封の返信用封筒によりご返送ください。

I 貴事業所の概要について記入してください。

事業所名	
所在地	
記入者 職・氏名	
電話番号	
FAX番号	

事業所で働いている 従業員の雇用形態		男	女	計
正規労働者 (正社員) (A)		人	人	人
非正規労働者	パートタイム 労働者	人	人	人
	アルバイト	人	人	人
	契約社員	人	人	人
正社員 以外	嘱託社員	人	人	人
	派遣労働者	人	人	人
	その他	人	人	人
計 (B)		人	人	人
合計 (A+B)		人	人	人

(業種は売上高の最も多いもの)

業 種	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産 業、物品 賃貸業
	1	2	3	4	5	6	7
	学術研 究、専 門・技 術サー ビス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽 業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	サービ ス業	
	8	9	10	11	12	13	

労働組合の有無	1	ある	2	ない
就業規則の有無	1	ある	2	ない
退職金制度の有無	1	ある	2	ない

Ⅱ 労働時間制度

- 1 1週間あたりの所定労働時間（休憩時間、残業時間は含みません。）

時間	分
----	---

- ・就業規則等で定められた週所定労働時間を記入してください。
- ・職種により所定労働時間が異なる場合は、適用される割合の最も多いものとしてます。

2 所定外労働時間

- (1) 所定外労働をしていますか。

1 ほぼ毎日している	2 時期的に時々している	3 ほとんどしていない
------------	--------------	-------------

- (2) (1)で「1 ほぼ毎日している」又は「2 時期的に時々している」と回答した事業所のみお答えください。
年間（H30年4月1日～H31年3月31日）1人あたりの平均所定外労働時間を記入してください。

所定外労働時間（年間1人あたり）	約	時間	分
------------------	---	----	---

3 変形労働時間

- (1) 変形労働時間制度を導入していますか。

1 導入している	2 導入を検討中	3 導入していない
----------	----------	-----------

- (2) (1)で「1 導入している」と回答した事業所のみお答えください。どのような形態で導入していますか。（該当するものは全て選択）

1 1ヶ月単位の変形労働時間制	2 1年単位の変形労働時間制
3 1週間単位の非定期的変形労働時間制	4 フレックスタイム制

4 勤務間インターバル制度

- (1) 勤務間インターバル制度（注）を導入していますか。

1 導入している	2 導入を検討中	3 導入していない
----------	----------	-----------

(注) 勤務間インターバル制度とは、就業規則等に「終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めている」ほか、「〇〇時以降の残業を禁止し、かつ〇〇時以前の就業を禁止する」旨の定めや「所定外労働を行わない」旨の定めがある等により、終業から次の始業までの休憩時間が確保されている場合を指します。

- (2) (1)で「1 導入している」または「2 導入を検討中」と回答した事業所のみお答えください。
導入又は検討している勤務間インターバル時間は何時間ですか。

1 9時間未満	2 9時間以上10時間未満
3 10時間以上11時間未満	4 11時間以上
5 未定	

Ⅲ 労働時間短縮

- 1 過去3年間に労働時間の短縮を実施しましたか。

1 実施した	2 実施していない
--------	-----------

- 2 1で「1 実施した」と回答した事業所のみお答えください。

- (1) どのような方法で短縮しましたか。（該当するものは全て選択）

1 1日当たりの所定労働時間の短縮	2 所定外労働時間の短縮	3 週休2日制の導入
4 週休2日制の形態変更による休日増加	5 週休日以外の休日の増加	6 連続休暇の採用
7 変形労働時間制の採用	8 その他（	）

(2) どのような効果がありましたか。(該当するものは全て選択)

1 生産(販売)等が向上した	2 勤労意欲が向上した	3 人材確保に役立った
4 従業員の定着率・出勤率が向上した	5 健康の維持増進に役立った	6 労働災害が減少した
7 労使関係が改善した	8 その他 ()	

3 1で「2 実施していない」と回答した事業所のみお答えください。

(1) 短縮しなかった理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 時間外・休日出勤が増加する	2 生産(販売)を減少させたくない
3 賃金コスト増になり、経営へ影響が及ぶ	4 関連企業・顧客との関係懸念
5 賃金等に影響するため従業員や労働組合が希望しない	6 時間短縮に伴う必要人員の確保難
7 既に短縮済みで現在の時間で問題ない	8 その他 ()

(2) 今後、短縮する計画がありますか。

1 ある	2 検討中	3 ない
------	-------	------

IV 休日・休暇制度

1 週休制

(1) 週休制の形態はどれですか。

1 週休1日制又は週休1日半制	2 完全週休2日制
3 実質的に完全週休2日制より休日日数が多い制度	4 その他の週休2日制(注)

(注) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などを言います。

(2) (1)で「1 週休1日制又は週休1日半制」と回答した事業所のみお答えください。週休2日制を導入していない理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 業務・業態の都合がある	2 関連企業や取引先との関係がある	3 同業他社が実施していない
4 生産高・売上高が減少する	5 時間外・休日労働が減少する	6 人件費コストが増大する
7 週休2日制の必要がない	8 その他 ()	

(3) (1)で「1 週休1日制又は週休1日半制」と回答した事業所のみお答えください。今後、週休2日制を実施する予定はありますか。

1 1年以内に実施	2 3年以内に実施	3 時期未定だが実施	4 実施しない
-----------	-----------	------------	---------

2 年次有給休暇(H30年4月1日~H31年3月31日)

1人平均の付与日数(繰越分は除く)	日
1人平均の取得日数	日

※直近1年間の従業員1人当たりの平均とし、日数は小数点1桁を四捨五入し、整数で記入してください。

3 年次有給休暇取得促進

(1) 過去3年間に年次有給休暇取得促進のための措置を実施しましたか。

1 実施した	2 実施しなかった	3 今後実施の予定
--------	-----------	-----------

(2) (1)で「1 実施した」と回答した事業所のみお答えください。どのような方法で行いましたか。(該当するものは全て選択)

1 年(月)初めに計画書を提出	2 事業所全体による一斉付与	3 管理・監督者等の率先取得
4 時間・半日単位などの分割付与	5 残余日数を本人に示すなどの普及啓発	6 その他 ()

(3) (1)で「1 実施した」と回答した事業所のみお答えください。年次有給休暇取得率が上がりましたか。

1 上がった	2 上がらなかった
--------	-----------

4 連続休暇

(1) 直近1年間に、3日以上連続休暇を実施しましたか。

1 実施した	2 実施しなかった
--------	-----------

※3日以上連続休暇とは、休暇のみ、または休日(週休日、祝日、創業記念日等)＋休暇による計3日以上連続した休みとします。ただし、休日及び年次有給休暇のみで構成されているものは対象外とします。

(2) (1)で「1 実施した」と回答した事業所のみお答えください。連続休暇の種類ごとに日数を記入してください。また、実施した連続休暇は就業規則で定めていますか。(実施していない連続休暇は空欄のままにしてください)

年末年始	日	就業規則 での定め	1 ある	2 ない
ゴールデンウィーク(4月末～5月上旬)	日		1 ある	2 ない
夏休み(お盆休みを含む7～8月)	日		1 ある	2 ない
その他()	日		1 ある	2 ない

V 仕事と家庭の両立支援

1 育児・介護制度

貴事業所では、次の制度が規定されていますか。これらの制度は、事業主に原則義務付けられているので、規定の有無にかかわらず直近1年間の利用状況の記入をお願いします。

制度の種類		規定の有無	対象となる子を養育する従業員数 注)1		制度を利用した従業員数 注)2			
			男	女	男	女		
育	育児休業制度 注)3	1歳まで	1 ある	2 ない	人	人	人	人
		1歳超2歳未満	1 ある	2 ない	人	人	人	人
	子の看護休暇制度 注)4		1 ある	2 ない	人	人	人	人
児	育児のための勤務時間短縮等の措置 注)5		1 ある	2 ない	人	人	人	人
介	介護休業制度 注)6		1 ある	2 ない	/	人	人	
	介護休暇制度 注)7		1 ある	2 ない		人	人	
護	介護のための勤務時間短縮等の措置 注)8		1 ある	2 ない		人	人	

- 注) 1、2 直近1年間に、対象となる従業員数及び実際に制度を利用した従業員数を記入してください。
 注) 3 労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間とは別の制度で、「育児・介護休業法」上の休業制度です。
 注) 4 病気・けがをした小学校就学前の子の看護のための休暇で、子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで取得できます。
 注) 5 3歳未満の子を養育する男女労働者が対象となります。労働基準法に規定する育児時間とは別の措置です。
 注) 6 要介護状態にある家族を介護するために休業する制度で、通算93日休業することができます。
 注) 7 要介護状態にある家族を介護するために休暇を取得する制度で、対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで取得できます。
 注) 8 働きながら家族を介護しやすくするために、勤務時間の短縮などの措置です。

2 その他の「仕事と家庭の両立支援」の取組

(1) 貴事業所では、「上記1 育児・介護制度」以外の仕事と家庭の両立支援に取り組んでいますか。

1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
-----------	------------

(2) (1)で「1 取り組んでいる」と回答した事業所のみお答えください。どのような取組を行っていますか。(該当するものは全て選択)

1 子が2歳以上になっても育児休業を認める	2 子が3歳以上になっても勤務時間短縮等を認める
3 子が小学校に入学しても深夜業・時間外労働の制限等勤務を認める	4 保育・ベビーシッター等の経費の助成等の保育支援
5 法定93日以上介護休業を認める	6 介護サービスの費用の助成等の介護支援
7 転勤についての配慮	8 その他()

- (3) (1)で「2 取り組んでいない」と回答した事業所のみお答えください。両立支援に取り組んでいない理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 コストがかかる	2 代替要員など人員確保が困難
3 該当者がいない若しくは希望しない	4 非正規労働者のため(派遣労働者含む)
5 休業者復職後の代替要員の処遇が難しい	6 仕事内容などによる特性や職場慣行
7 利点がない	8 その他 ()

- (4) 妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用制度はありますか。また、過去3年間に利用した労働者はどれくらいいますか。

制度の有無	1 ある	2 ない	利用した労働者	男	人	女	人
-------	------	------	---------	---	---	---	---

3 介護離職

- (1) 貴事業所では、過去3年間に家族等の介護を理由に退職した労働者はいますか。

1 いる	2 いない	3 不明
------	-------	------

- (2) (1)で「1 いる」と回答した事業所のみお答えください。退職した従業員の家族等は誰ですか。(該当するものは全て選択)

1 配偶者(内縁関係にある者を含む)	2 父母(配偶者の父母を含む)
3 祖父母(配偶者の祖父母を含む)	4 子ども
5 兄弟姉妹(配偶者の兄弟姉妹を含む)	6 不明
7 その他 ()	

- (3) (1)で「1 いる」と回答した事業所のみお答えください。退職した従業員の年代は。

1 20代以下	2 30代	3 40代	4 50代	5 60代以上
---------	-------	-------	-------	---------

VI 女性の活躍促進

1 女性社員への対応

- (1) 直近1年間に貴事業所に配置された新規採用社員(正社員)のうち、女性は何人ですか。

配置された新規採用社員の人数	人	うち女性社員	人
----------------	---	--------	---

- (2) 女性が活躍できる職場環境づくりに取り組んでいますか。

1 取り組んでいる	2 特にしていない
-----------	-----------

- (3) (2)で「1 取り組んでいる」と回答した事業所のみお答えください。現在どのような取組を行っていますか。(該当するものは全て選択)

1 女性の積極的な採用	2 男女間の賃金格差解消
3 人事管理・制度の見直し(育休・短時間勤務など)	4 女性用の休憩室、更衣室などの設備の充実
5 業務の平準化の推進	6 女性を管理職やプロジェクトリーダー等に積極的に登用
7 その他 ()	

- (4) (2)で「2 特にしていない」と回答した事業所のみお答えください。その理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 女性がいない職場であるため	2 女性の労働者が多数の職場であるため
3 女性が希望していないため	4 人事管理・制度の見直し(育休・短時間勤務など)に時間を要するため
5 女性用の休憩室、更衣室などの設備整備が困難なため	6 競合他社が取り組んでいないため
7 いまのところ必要性を感じないため	8 その他 ()

2 女性の役職登用

(1) 貴事業所における役職ごとの人数及びそのうち女性は何人ですか。

			従業員 30 人未満の事業所		従業員 30 人以上の事業所	
			役職に就任している 人数	左の内女性	役職に就任している 人数	左の内女性
役員		人	人	人	人	
管理職	部長級	複数の課長級職員を統括する本社(店)、支社(店)、工場、営業所における総務、人事、製造、技術、検査等の各部長、局長(部長代理、補佐、次長等は含まれない。)を記入してください。	人	人	人	人
	課長級	複数の係長級職員を統括する本社(店)、支社(店)、工場、営業所における総務、人事、製造、技術、検査等の各課長(課長代理、補佐、次長等は含まれない。)を記入してください。			人	人
	その他	上記に該当しない管理職を記入してください。			人	人
非管理職	係長級	本社(店)、支社(店)、工場、営業所における総務、人事、製造、技術、検査等の各係長(課長代理等、組長、伍長等は含まれない。)を記入してください。	人	人	人	人
	その他	上記に該当しない管理職でない役職者を記入してください。	人	人	人	人

(2) 女性の役職への登用を推進するための取組をしていますか。

1 取り組んでいる	2 特にしていない
-----------	-----------

(3) (2)で「1 取り組んでいる」と回答した事業所のみお答えください。現在どのような取組を行っていますか。(該当するものは全て選択)

1 女性社員の積極的採用	2 役職経験のある女性の採用
3 女性従業員への教育・研修機会の拡大	4 出産・育児等をサポートする福利厚生制度の充実
5 昇進・昇格の基準の明確化	6 多様な勤務形態の導入など女性の雇用継続への支援
7 その他 ()	

(4) (2)で「2 特にしていない」と回答した事業所のみお答えください。その理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 女性がない職場であるため	2 女性の労働者が多数の職場であるため
3 適任者がいないため	4 人事管理・制度の見直し(育休、短時間勤務など)に時間を要するため
5 女性が昇進を希望しないため	6 競合他社が取り組んでいないため
7 既に女性の登用が進んでいるため	8 その他 ()

VII 非正規労働者

1 Iの事業所の概要(1ページ)で、非正規労働者を雇用しているとした事業所のみお答えください。

(1) 非正規労働者を雇用している理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 経営状態に応じた雇用調整が容易なため	2 一時的な繁忙に対応するため
3 人件費等の経費が割安なため	4 仕事内容が軽微なため
5 経験・知識・技能を有する人が必要なため	6 非正規労働者の方が集まりやすいため
7 高齢者・女性等を活用(再雇用を含む)するため	8 その他 ()

(2) 非正規労働者の仕事は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 正規労働者とほぼ同じ仕事	2 正規労働者よりも軽易な仕事
3 専門的な知識、技能を要する仕事	4 その他 ()

(3) 今後、従業員数に占める非正規労働者の割合をどのようにする予定ですか。

1 増やす	2 変わらない	3 減らす	4 わからない
-------	---------	-------	---------

(4) 非正規労働者から正規労働者への転換制度はありますか。また、過去3年間に転換実績はありますか。

制度あり	1 実績あり	2 実績なし	制度なし	1 実績あり	2 実績なし
------	--------	--------	------	--------	--------

(5) 平成25年4月1日以降に締結した期間の定めのある有期労働契約が、反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者からの申込みにより、期間の定めのない無期労働契約に転換される、いわゆる「無期転換ルール」について、どのように対応していますか。

1 全ての有期契約労働者を無期労働契約に転換した	2 有期契約労働者から申し出があれば、これまでと同じ労働条件で無期労働契約に転換する
3 有期契約労働者から申し出があれば、新たな労働条件で無期労働契約に転換する	4 雇用契約を最大5年以内とした
5 クーリング期間をおいた	6 そもそも無期労働契約が原則
7 特に何も対応していない	8 その他 ()

(6) 各種制度はどのようになっていますか。注)

賃 金	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
賞 与	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
通勤手当	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
住宅手当	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
家族手当	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
昇給制度	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
退職金	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
年次有給休暇	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
教育訓練	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし
福利厚生	1 正規労働者と同様の制度あり	2 非正規労働者独自の制度あり	3 なし

注) 非正規労働者を対象とした単独の就業規則等を整備している場合、その規則の内容が正規労働者の規則と比較して同様の場合については「1」を、格差が認められる場合については「2」を、非正規労働者を対象とした制度が無い場合については「3」を記載してください。

(7) (6)で「2 非正規労働者独自の制度あり」または「3 なし」と回答した事業所のみお答えください。その理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 職務内容、責任の重さが違う	2 転勤の有無等の人事異動の仕組みが違う
3 有期労働契約のため	4 その他 ()

2 Iの事業所の概要(1ページ)で、派遣労働者を受け入れているとした事業所のみお答えください。

(1) 派遣労働者を受け入れている理由は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 経営状態に応じた雇用調整が容易なため	2 一時的な繁忙に対応するため
3 人件費等の経費が割安なため	4 仕事内容が軽微なため
5 経験・知識・技能を有する人が必要なため	6 派遣労働者の方が集まりやすいため
7 高齢者・女性等を活用(再雇用を含む)するため	8 その他 ()

(2) 今後、従業員数に占める派遣労働者の割合をどのようにする予定ですか。

1 増やす	2 変わらない	3 減らす	4 わからない
-------	---------	-------	---------

(3) 派遣労働者の受入契約期間、通算受入期間はどのようになっていますか。

受入契約期間	1 1ヶ月未満	2 1ヶ月以上1年未満	3 1年以上
通算受入期間	1 1ヶ月未満	2 1ヶ月以上1年未満	3 1年以上

Ⅷ ハラスメント防止対策

1 今年6月5日に公布された「ハラスメント防止対策に関する法令」(注)についてうかがいます。

(1) 事業主に対する雇用管理上必要な措置にはどのようなものがあるか知っていますか。

1 知っている 2 一部を知っている 3 聞いたことがある 4 知らない

(注) ○職場のパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置(事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発や、苦情などに対する相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再発防止等)を講じることが事業主の義務となるほか、事業主に対してハラスメントに関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止される等、防止対策の実効性が向上されるもの。

○大企業は、公布後1年以内の政令で定める日から施行

○中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日から施行となり、それまでの間は努力義務となる。

(2) 労働者のハラスメント相談に対する不利益な取扱いが禁止されるなど、防止対策が強化されたことを知っていますか。

1 知っている 2 一部を知っている 3 聞いたことがある 4 知らない

2 ハラスメント防止対策についてうかがいます。

(1) 貴事業所では、直近1年間でセクハラ等の防止対策を実施しましたか。実施された貴事業所では、どのような方法で実施しましたか。(該当するものは全て選択)

セクハラ 注) 1	1 実施した 2 実施しなかった	1 就業規則等の文書で禁止を明文化 3 一般従業員向けの研修 5 外部相談窓口の設置	2 管理監督者向けの研修 4 内部相談窓口の設置 6 その他()
マタハラ 注) 2	1 実施した 2 実施しなかった	1 就業規則等の文書で禁止を明文化 3 一般従業員向けの研修 5 外部相談窓口の設置	2 管理監督者向けの研修 4 内部相談窓口の設置 6 その他()
パワハラ 注) 3	1 実施した 2 実施しなかった	1 就業規則等の文書で禁止を明文化 3 一般従業員向けの研修 5 外部相談窓口の設置	2 管理監督者向けの研修 4 内部相談窓口の設置 6 その他()

注) 1 セクシャル・ハラスメント：性的な言動により職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること

注) 2 マタニティー・ハラスメント：妊娠・出産・育児などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと

注) 3 パワー・ハラスメント：職権などを背景にして、継続的に人格の尊厳を侵害する言動を行い、労働者に雇用不安を与えること

(2) 貴事業所でハラスメント防止対策を進める上での課題は何ですか。(該当するものは全て選択)

1 業務上必要な指導とハラスメントの線引きが難しい 2 対策を講じるのにコストがかかる
3 対策を講じるにあたり、相談できる窓口がない 4 何をしたらよいかわからない
5 特に課題はない 6 その他()

Ⅸ 心の健康対策(メンタルヘルスケア)

1 ストレスチェック制度

(1) 平成27年12月から常時使用する従業員の「ストレスチェック(注)」の実施が義務となっていますが、知っていますか。

1 知っている 2 知らない

(注) 常時使用する労働者が50人以上の事業所では、医師、保健師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を年1回実施することが事業者には義務付けられています。

(2) 従業員のストレスチェックの実施についてどのようにお考えですか。

1 実施した 2 実施を予定 3 実施するかどうか検討中 4 実施しない

2 直近1年間にストレスチェック以外に心の健康対策を実施しましたか。

1 実施した 2 実施しなかった

3 2で「2 実施しなかった」と回答した事業所のみお答えください。今後、心の健康対策は必要とお考えですか。

1 必要である 2 必要ない

4 2で「1 実施した」と回答した事業所のみお答えください。どのように実施しましたか。

実施方法	実施形態	
1 専門家によるカウンセリング	1 事業所内の者による実施	2 外部に依頼して実施
2 講習会等の集合研修	1 事業所内の者による実施	2 外部に依頼して実施
3 管理職や厚生・保健担当による面談	1 事業所内の者による実施	2 外部に依頼して実施
4 定期検診における問診・専門医の紹介	1 事業所内の者による実施	2 外部に依頼して実施
5 その他 ()	1 事業所内の者による実施	2 外部に依頼して実施

4 2で「2 実施しなかった」と回答した事業所のみお答えください。今後、心の健康対策は必要とお考えですか。

1 必要である	2 必要ない
---------	--------

X 人手不足等の状況

1 貴事業所の常用労働者の過不足の状況について、該当するものを雇用区分ごとにお答えください。

【正規雇用】	1 不足している	2 過剰である	3 適正である	4 わからない
【非正規雇用】	1 不足している	2 過剰である	3 適正である	4 わからない

2 上記1で【正規雇用】、【非正規雇用】のいずれか又は両方で、「1 不足している」と回答した事業所のみお答えください。事業への影響はありますか。

1 深刻な影響が出ている	2 影響は出ているが、対処できている
3 今のところ影響はないが、この状態が継続すれば影響が出てくる	
4 特に影響はない	5 わからない

3 上記2で「1 深刻な影響が出ている」、「2 影響は出ているが、対処できている」、「3 今のところ影響はないが、この状態が継続すれば影響が出てくる」と回答した事業所のみお答えください。具体的にどのような影響が想定されますか。(該当するものは全て選択)

1 個人の負担増加	2 売上の低下
3 社員の高齢化	4 技術力やサービスの質等の低下
5 事業継続の危機	6 その他 ()

4 上記1で「1 不足している」と回答した事業所のみお答えください。人手不足対策として具体的にどのような取組をされていますか。(該当するものは全て選択)

1 高齢者をより積極的に採用対象とする	2 育児や介護中の女性を積極的に採用対象とする
3 外国人(研修生を含む)をより積極的に採用対象とする	4 正規雇用者の募集時の賃金を引き上げる
5 非正規雇用者の募集時の賃金を引き上げる	6 求人説明会に参加している
7 外注や外部人材(人材派遣等)を活用して既存の従業員で対応できるようにする	
8 未経験者、未就業者を積極的に採用対象とする	9 受注調整や営業時間の調整を実施する
10 定年を延長する、又は、定年退職者を嘱託契約するなどして継続雇用する	
11 特に実施していない	12 その他 ()

XI 働き方について

1 貴事業所の従業員の働き方について、課題はありますか。(該当するものは全て選択)

1 残業など労働時間が長い	2 年次有給休暇取得率が低い
3 育児休業制度の取得が進まない	4 子育てと両立できるような就業時間の設定が難しい
5 介護と両立できるような就業時間の設定が難しい	6 子どもが病気の時など、急な休みへの対応が難しい
7 結婚や出産で辞める人が多い	8 メンタル面での問題を抱え、休職・退職する人が増えている
9 その他 ()	10 特に課題になっていることはない

2 貴事業所では、上記1の働き方の課題等を解消するため、「働き方改革」に取り組んでいますか。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 既に取り組んでいる | 2 取り組むため、検討中である |
| 3 必要だと考えるが、取り組めていない | 4 必要だと思わない |

3 上記2で「1 既に取り組んでいる」又は「2 取り組むため、検討中である」と回答した事業所のみお答えください。具体的にどのような取組をされている又はされようとしていますか。(該当するものは全て選択)

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 業務体制・業務内容の見直し | 2 柔軟な労働時間制度(変形労働時間制やフレックスタイム制)の導入 |
| 3 「ノー残業デー」又は「ノー残業週間」の徹底 | 4 半日単位・時間単位の年次有給休暇の付与 |
| 5 時間外労働の事前申告制 | 6 年休取得率・取得日数の向上に向けた目標設定 |
| 7 長時間労働抑制に向けた管理職向け研修 | 8 管理職による長時間労働削減、有給休暇取得の働きかけ |
| 9 深夜労働を含む時間外労働の禁止 | 10 勤務間インターバル制度の導入 |
| 11 テレワークの導入 | 12 非正規社員の正社員化促進 |
| 13 多様な正社員制度(職種限定正社員・勤務地限定正社員・勤務時間限定正社員)の導入 | |
| 14 生産性向上のための設備投資 | 15 その他() |

4 上記2で「1 既に取り組んでいる」と回答した事業所のみお答えください。「働き方改革」に取り組んだことで、経営にはどのような影響がありましたか。

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1 プラスの影響があった | 2 マイナスの影響があった | 3 特に変化はなかった |
|--------------|---------------|-------------|

5 上記4で「1 プラスの影響があった」と回答した事業所のみお答えください。具体的にはどのような影響がありましたか。(該当するものは全て選択)

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| 1 生産高・売上高の増加 | 2 利益率の改善 | 3 取引先・取扱高の増加 |
| 4 労働環境の改善 | 5 労働意欲の向上 | 6 人手不足の解消 |
| 7 その他() | | |

6 上記4で「2 マイナスの影響があった」と回答した事業所のみお答えください。具体的にはどのような影響がありましたか。(該当するものは全て選択)

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| 1 生産高・売上高の低下 | 2 利益率の悪化 | 3 取引先・取扱高の減少 |
| 4 労働環境の悪化 | 5 労働意欲の低下 | 6 人手不足の深刻化 |
| 7 その他() | | |

7 貴事業所で「働き方改革」に取り組む上での課題はありますか。(該当するものは全て選択)

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 管理職の意識改革 | 2 従業員の意識改革 |
| 3 業務量の削減 | 4 社内における「働き方改革」の取組方針の明確化 |
| 5 改革を実現するためのコスト負担 | 6 ノウハウ不足 |
| 7 勤務管理の複雑化 | 8 取引先との関係性 |
| 9 特に課題はない | 10 その他() |

8 働き方改革を進めるために行政に求める支援はありますか。(該当するものは全て選択)

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1 就業環境整備に活用できる制度等の情報提供 | 2 働き方改革の取組企業への優遇措置・助成制度の導入 |
| 3 全道でのキャンペーン実施 | 4 働き方改革に関するセミナー・研修会等の実施 |
| 5 働き方改革に先駆的な企業の事例紹介等の情報提供 | 6 専門家の紹介・派遣 |
| 7 働き方改革に取り組んだ企業への表彰 | 8 ワンストップの相談窓口 |
| 9 その他() | 10 特になし |

XII 働き方改革関連法について

1 働き方改革関連法による「時間外労働の上限規制」(注1)について

(1) 【大企業(注2)に該当する方にお伺いします】

本年4月1日から、「時間外労働の上限規制」が適用されておりますが、その上限規制に対応していますか。

1 対応している 2 今後対応する予定である 対応していない

(2) 【中小企業(注2)に該当する方にお伺いします】

ア 来年(2020年)から、「時間外労働の上限規制」が適用されますが、そのことを知っていますか。

1 知っている 2 一部を知っている 3 聞いたことがある 4 知らない

イ 時間外労働の上限規制に対する対応はどのような状況ですか。

1 対応している 2 一部対応している 3 今後対応する予定である 4 対応していない

注1 ○残業時間の上限を原則として月45時間・年360時間とし、**臨時的な特別の事情があつて労使が合意した場合であっても、年720時間以内・複数月平均80時間以内・月100時間未満以内**とし、原則である月45時間を超えることができる月を年間6か月までとするもの。

○大企業は、一部の事業・業務を除き、2019年4月1日から施行

○中小企業は、2020年4月1日から施行

注2 ○大企業及び中小企業の定義については、中小企業基本法に基づき、次のとおりとします。

業 種	大 企 業	中 小 企 業
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	常時雇用する従業員の数が301人以上	常時雇用する従業員の数が300人以下
②卸売業	常時雇用する従業員の数が101人以上	常時雇用する従業員の数が100人以下
③サービス業	常時雇用する従業員の数が101人以上	常時雇用する従業員の数が100人以下
④小売業	常時雇用する従業員の数が51人以上	常時雇用する従業員の数が50人以下

2 同一労働同一賃金(正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止)(注)について

(1) 大企業においては来年(2020年)から、中小企業においては、再来年(2021年)から同一労働同一賃金が適用されますが、そのことを知っていますか。

1 知っている 2 一部を知っている 3 聞いたことがある 4 知らない

(2) 同一労働同一賃金に対する対応はどのような状況ですか。

1 対応している 2 一部対応している 3 今後対応する予定である 4 対応していない

(注) ○同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間で、行っている業務の内容や責任の程度、職務内容・配置の変更の範囲などを考慮し、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差を禁止するもの。

○大企業は、2020年4月1日から施行

○中小企業は、2021年4月1日から施行

3 年次有給休暇の取得義務化について

(1) 本年4月1日から、使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を取得させることが義務化されましたが、そのことを知っていますか。

1 知っている 2 聞いたことがある 3 知らない

(2) 年次有給休暇の取得義務化に対する対応はどのような状況ですか。

1 対応している 2 今後対応する予定である 3 対応していない

(注) ○年10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し使用者は**毎年5日時季を指定して有給休暇を取得させる必要がある**とするもの。

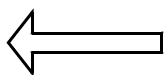
○2019年4月1日から施行

4 働き方改革関連法に対応する中で、行政に求める支援はありますか。

1 セミナー・研修会の開催 2 専門家の派遣 3 参考となる取組事例などの情報提供
4 相談窓口 5 特になし 6 その他()

～ 以上で質問は終わりです。調査へのご協力ありがとうございました。 ～

今回の調査結果は、後日、道のホームページで公表いたします。なお、現在、平成30年度の調査結果を道のホームページで公表しています。



「就業環境実態調査」で検索

[問合せ先]北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室（電話 011-204-5354(直通)、FAX 011-232-1038)

～ ご 案 内 ～

◇「北海道働き方改革推進企業認定制度」

この制度は、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とした制度です。

○認定対象

国、地方公共団体を除き、道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上を雇用する法人、個人又は団体。

○認定を受けた企業のメリット

- ・道のホームページや道が発行する小冊子で認定企業の働き方改革の取組を紹介
- ・日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」の利用
- ・北海道の中小企業制度融資の利用
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加算
(※北海道あったかファミリー応援企業の登録要件及び北海道なでしこ応援企業認定制度の認定要件などを満たしている必要があります。)
- ・ゴールド認定表彰（ゴールド認定を受けた企業のみ）

○認定基準等

「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を3つの柱とする「北海道働き方改革推進方策」に掲げている様々な働き方改革の取組を総合的に評価する認定制度であり、広範にわたる取組を行っている企業、より高い水準の取組を行っている企業が高い評価を得ることが出来ます。

3つの柱	評価項目(抜粋)
「多様な人材の活躍」	管理職に占める女性の割合、新卒3年以内離職率 等
「就業環境の改善」	年次有給休暇取得率、育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定 等
「生産性の向上」	付加価値向上の取組、生産性の伸び率 等

また、各企業の取組の熟度（獲得ポイント）に応じて、ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールドの4つのグレードで認定します。

○有効期間 2年間

詳しくは、制度のホームページをご覧ください。

北海道働き方改革推進企業認定制度

検索



[問い合わせ先]

北海道 経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室 労働環境グループ

電話 011-231-4111 (代表) 内26-469
FAX 011-232-1038